

稚内市立富磯小学校
いじめ防止基本方針



令和 8 年 4 月

【目 次】

はじめに

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	1
1 いじめの定義		
2 いじめの内容		
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方		
II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	…	5
1 自校のいじめの実態及び目標		
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置		
3 いじめの防止等に関する措置		
4 いじめ重大事態		
・早期発見・事案対処マニュアル	…	11
・いじめ発見・見守りチェックシート	…	12
・主な相談窓口	…	13
III その他の留意事項	…	15
1 学校評価を踏まえた取組の改善		
2 校内研修の充実		
3 校務の効率化		
4 地域や家庭との連携		
IV 学校いじめ防止プログラム	…	16

【別紙資料】

- ＜別 紙＞ いじめの発見・観察ポイント（保護者用）
- ＜指導資料＞ いじめの具体例と指導上のポイント

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

※基本理念を 進めるにあたっての注意すべき事項

- ア いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- イ 発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消す発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ウ 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を構築児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を構築、修復していく力を身に付け力を身に付け、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

- | |
|---|
| <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p> |
|---|

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はすれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応するとともに、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。そのため、行為自体の問題性の軽重で深刻か否かを判断するのではなく、それらがもたらす心身の苦痛を見据えて深刻か否かを判断して取り組むことが大切になる。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、保護者の責務等（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護すること、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

（1）いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうることから、何よりも、児童をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

そのため、児童が他の児童や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍でき

る授業づくりや集団づくりに努めます。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の児童の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCA サイクル（取組の計画－実行－点検－見直し）に基づいた取組を行います。

（２）いじめの早期発見と認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、児童が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有に努めます。

（３）いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

Ⅱ 学校が実施するいじめ防止等の取組

1 自校のいじめの実態及び目標

【令和7年度の本校のいじめの実態】

○校内いじめ対策組織で認知したいじめはなかったが、気になる児童、児童の言動について、日常的に情報共有し、指導の手立て確立など組織的に対応した。

○児童アンケート

- ・令和7年度のアンケートによる認知件数は5件（4人）であるが、3か月間の継続観察で事例の報告がなかったため、年度末段階でいじめは解消している。
- ・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童は、14名中13名。残りの1名は低学年児童で、「わからない」と回答した。
- ・「嫌な思いをしたときの相談相手」は、先生 11名、家族 9名、友達 6名の順になっている。「誰にも相談しない」と回答する児童は0人。
- ・「いじめ防止基本方針」の内容について、知らないと回答した児童が14名中9名（64.3%）と半数を超えていることが課題。

【令和 8 年度目標】

1.全校

- (1) 「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」児童の 100%を維持する。
- (2) 「いじめ防止基本方針」を知っていると回答する児童の割合 100%を目指す。

2.指導部

- (1) いじめ対策組織を中心に「早期発見・事案対応マニュアル」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、積極的認知、迅速な対応、解消を目指す。

3.教職員

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき、いじめに対する認識を全教職員で共有するため、研修を行う。
- (2) 人事評価シートにいじめ防止に関する個人目標、手立てを設定し、取組の自己評価及び改善を図る。

4.児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- (1) 児童会を中心に児童自らがいじめの未然防止について取り組む活動を充実させ、目標の達成を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校 いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム*P16参照）の作成や 実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(1) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

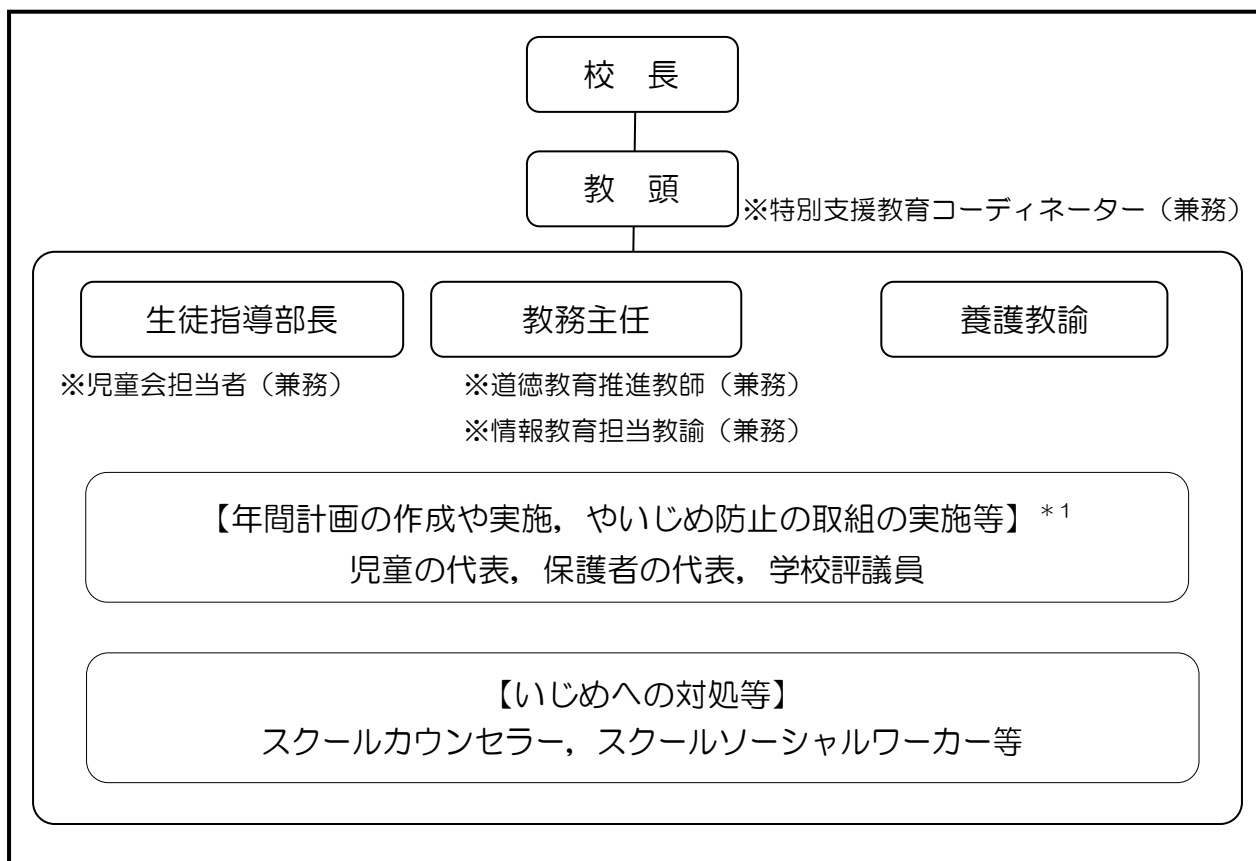
③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

(2) いじめ対策組織（名称：富磯小いじめ対策チーム）



3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

④自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての児童に提供し，自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

⑤児童自らがいじめの未然防止について考え，取り組む指導の充実

- ア) 児童自らが，いじめの問題について，主体的に考え，いじめの防止を訴える取組を児童会を中心に進めます。
- イ) 児童会を中心とした取組を行う際に，全ての児童が，いじめ防止の取組の意義を理解し，主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 児童が傍観者とならず，学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 早期発見のための措置

- ①日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチェックシート」*P12 参照の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口 *P13 参照について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備します。

(3) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止めさせます。
- イ) いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき，日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」*P12 参照の活用など，いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ) 児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察等関係機関と連携し，適切な援助を求めます。

②いじめられた児童及びその保護者への支援

- ア) いじめられた児童から，事実関係の確認を迅速に行い，当該保護者に伝えます。
- イ) いじめられた児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

③いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，いじめを止めさせ，その再発を防止します。
- イ) いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ) 事実関係の確認後，当該保護者に連絡し，以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，継続的な助言を行います。

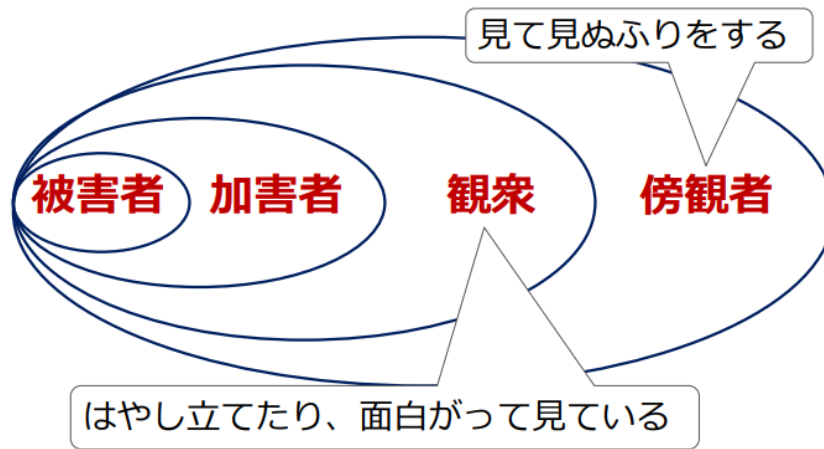
④いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを傍観していた児童に，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせることはできない場合でも，誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ) 学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶

しようという意識を深めます。

2. いじめは集団の問題である

(確認) いじめの四層構造 (1997 森田洋司 調査)



⑤インターネット上のいじめへの対応

- ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

(4) いじめの解消

①いじめが「解消している」状態（解消の2要件）

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

※いじめ被害の重大性等から更に長期の期間が必用と判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、長期の期間を設定する。

- イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

②観察の継続

- ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P12 参照を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

4 いじめ重大事態

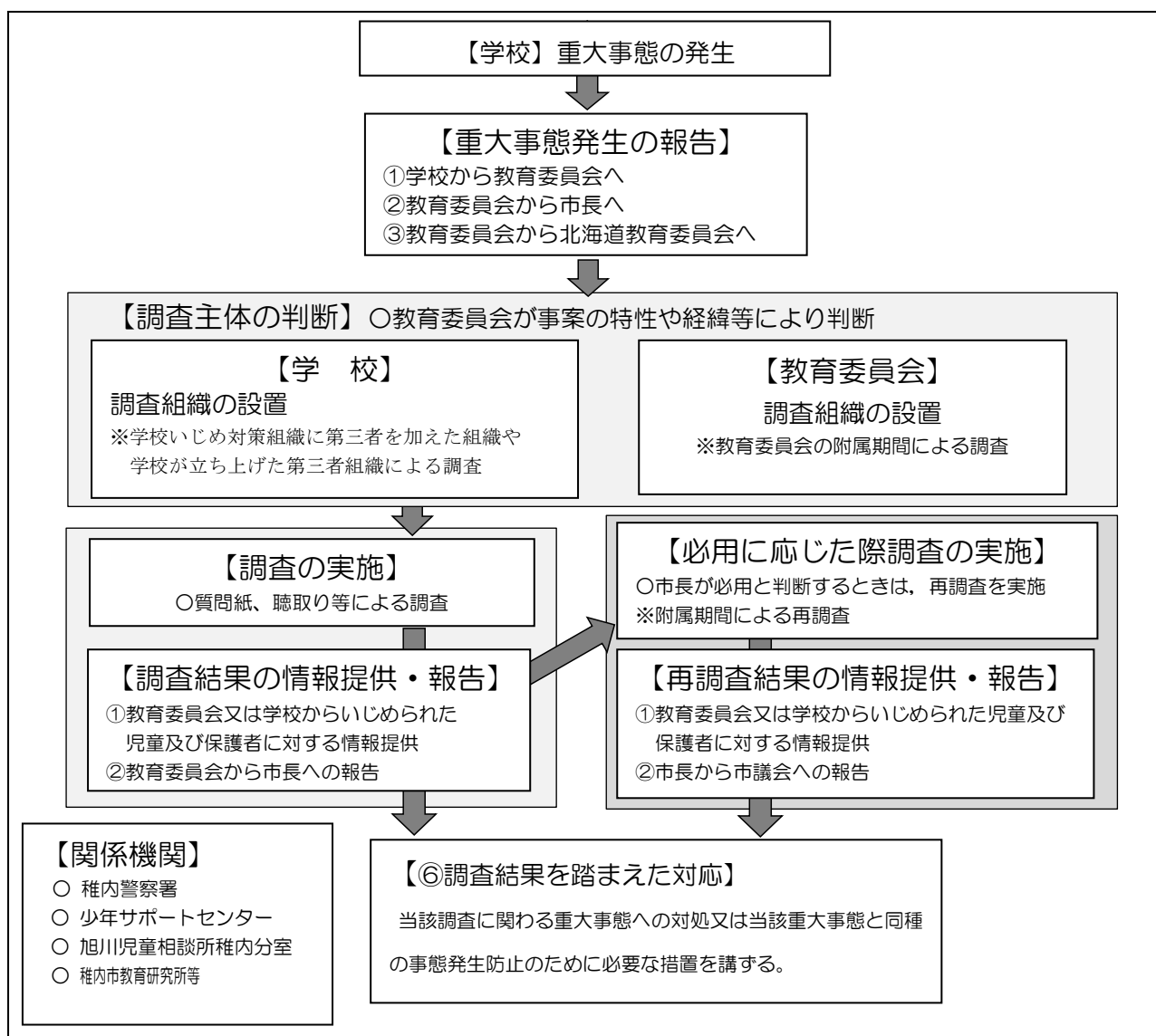
(1) いじめ重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
＊重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」, 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*³に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、第三者を加えた「調査組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

(5) 重大事態対応フロー図



早期発見・事案対応マニュアル

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 児童（本人を除く）からの情報
- いじめを受けた児童や保護者からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 地域住民等からの情報
- その他

【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

【事実確認・指導方針決定】（いじめ対策組織における協議）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担（対応チームの編成）
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携

教育委員会への報告

【いじめへの対処】（いじめ対策組織による対処）

- いじめを受けた児童への支援
- 周囲の児童への働きかけ
- 教育委員会への報告
- 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
- 関係機関への相談（稚内児童相談所、稚内市教育相談所、警察等）
- いじめの解消の判断
- いじめを行った児童への指導
- いじめを受けた児童の保護者への支援
- いじめを行った児童の保護者への指導助言

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校内	☐ いじめの行為から、徹底して守り通す。 ☐ 安全確保のための巡視体制を強化する。 ☐ 3か月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ 他者の人権を侵す行為であることを気付かせ、他者の痛みを理解させる。 ☐ いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	☐ いじめに関する事実経過を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 事実経過を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。	☐ 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策組織におけるいじめ解消の判断（※解消の2要件を踏まえる）

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □事実の整理、指導方針の再確認 □必要に応じて外部の専門家等による助言 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等 □児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し □豊かな心を育てる指導の工夫 □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 □PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成 |
|---|---|--|

いじめ発見・見守りチェックシート

年 氏名

富磯小いじめ対策チーム

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡があったりする。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の児童を囲むように児童が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
給食時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れていたりする。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

◆児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！

◆日常の児童とのふれあいを大切に！

◆気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

主 な 相 談 窓 口



◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜住 所＞〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階
＜電話番号＞0120-3882-56
＜受付時間＞毎日24時間

◆少年相談110番（北海道警察本部）

＜住 所＞〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
＜電話番号＞0120-677-110
＜受付時間＞月～金 8:45～17:30

◆旭川児童相談所稚内分室

＜住 所＞〒097-0002 稚内市潮見1丁目11番地
＜電話番号＞0162-32-6171
＜受付時間＞
月～金 8:45～17:30

◆宗谷教育局／宗谷教育局教育相談電話・いじめ・不登校

＜住 所＞〒097-0001 稚内市末広4丁目2-27
＜電話番号＞0162-33-7630

◆稚内市教育相談所

＜住 所＞〒097-0001 稚内市富岡1丁目1-2
＜電話番号＞0162-73-1903

◆稚内市 家庭児童相談室

＜住 所＞〒097-8686 稚内市中央3丁目1-15（市役所1階）
＜電話番号＞0162-23-6523

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

稚内市立富磯小学校 TEL 77-2021

Ⅲ その他の事項

1 学校評価を踏まえた取組の充実

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組めます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや、稚内市教育相談所のスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

IV 学校いじめプログラム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明内容の検討 ○「子育て推進協議会」への参加 ○学校ネットパトロール（毎月実施）	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（1）の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修（1） ・生徒指導事例研修会 ・いじめ防止基本方針について ○児童に関わる学校間の情報交流（沿岸保小中）	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（2）の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析 ○「子育て推進協議会」への参加 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査①	○学校いじめ防止対策組織会議 ・ほっと実施方法の確認と実施 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○「稚内市適応指導委員会」への参加	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（3）の内容検討及び準備、運営 ・ほっと等、各種調査の結果の分析 ○校内研修（2） ・児童アンケートや各種調査結果の活用 ○児童に関わる学校間の情報交流（沿岸保小中）	○学校いじめ防止対策組織会議 ・稚内市適応指導会議の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○「子育て推進協議会」への参加 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○いじめ防止の理解を深める学習①（学級活動・道徳の時間） ○ほっとの実施 ○子育て推進協議会子ども会議①	○いじめ・非行防止強調月間① ○児童会による活動の実施 ・いじめ撲滅宣言 等 ○道教委いじめアンケート調査①	○児童アンケート調査① ○子育て推進協議会 平和の折り鶴まつり	○ほっとの実施 ○北海道いじめ問題対策連絡協議会 絆づくりメッセージコンクール	○児童アンケート調査① ○いじめ防止の理解を深める学習（学級活動・道徳の時間） ○PTA生活安全安心標語コンクール ○子育て推進協議会 平和の日記念式典 平和マラソン
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○チェックリストの活用（通年） ○いじめに関わる情報収集（通年） ○子育て推進協議会 子育ての日事業「みんなおいでよ！親子ふれあいデー」	○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○個人懇談（保護者）	○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修(3) ・インターネット、SNSについて ○教育相談	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○「稚内市適応指導委員会」「子育て推進協議会」への参加	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ○「子育て推進協議会」への参加	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価 ○児童に関わる学校間の情報交流(沿岸保小中)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
児童	○いじめ・非行防止強調月間② ○宗谷地区子育て連絡協議会 ふるさと宗谷の街づく ○子育て推進協議会 子ども会議②	○児童アンケート調査② ○道教委いじめアンケート調査②		○全校集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等		
家庭・地域		○個人懇談(保護者) ○保護者アンケート調査① ○宗谷教育講演会への保護者の参加呼びかけ	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校により ・参観日 等			○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校により ・参観日 等

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐ 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐ 保護者への反発が強くなる。
- ☐ 食欲がない。
- ☐ 寝言などでうなされることがある。
- ☐ 勉強に身が入っていないように見える。
- ☐ 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐ 最近、よく物をなくす。
- ☐ 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐ メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐ 友達から呼び出される。
- ☐ 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐ 学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐ 保護者の前で宿題をやらうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐ 学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐ 学校からのプリントを見せない。
- ☐ 放心状態でいることがよくある。
- ☐ 何もしていない時間が多い。
- ☐ 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐ 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達的话题を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

《指導資料》

いじめ対策に対する法的根拠

いじめ防止対策推進法第13条

「学校は、いじめ防止方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のために対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」

【基本方針】

○いじめ防止のための取組

- ・早期発見・いじめ事案への対処の在り方
- ・教育相談体制の確立
- ・生徒指導体制の確立
- ・校内研修体制の確立

いじめ防止対策推進法第22条

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」

【いじめの防止等のための基本的な方針（抄）】

○学校いじめ対策組織

- ・事実関係の把握
- ・いじめであるか否かの判断

文科省では、

「いじめ防止対策推進法」に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。

（ごく初期段階のいじめの具体例）

- ①授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
- ② AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

（好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合の具体例）

- ③ AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。
- ④ 入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Aさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である

子どもは未熟なので失敗をするけれど、やり直し、学び、変わることができる。
私たちは、失敗させないことではなく、失敗を糧によりよい方向に導いていくことが教師（大人）の役目であることを強く自覚し合いたい。

ごく初期段階のいじめ①

授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
→A、Bそれぞれの気持ちを想像させる。
どんな言い方が良かったのか、考えさせる。

ごく初期段階のいじめ②

AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。
→A、Bそれぞれの気持ちを想像させる。
A、Bに学ばせること（望ましい行動）は何かを考えさせる。

好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合③

AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。
→A、Bそれぞれの気持ちを想像させる。
（AはBの悩みに気づいていたか。別の言い方はなかったか）
（BはAの気持ちを理解していたか）
A、Bに学ばせること（望ましい行動）は何かを考えさせる。

好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合④

入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Aさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

→A, Bそれぞれの気持ちを想像させる。

(Aは, Bがどんな気持ちで注意の言葉を受け止めていたか)

(Bは, Aがどんな気持ちで注意の言葉を伝えていたか)

Aはなぜゲームをやめられないのか。

Bの伝え方は真意が伝わるものだったか。

指導のポイントは「気持ちと気づき」「方法」

- 相手の気持ちを知らうとする想像力 「なぜ」「どうして」
- 「気づき」 気づけば, 行動に移せる。
- 正しい方法で伝える 「どうすれば良かった？」

※気持ちは変わる

最初は「相手のため」と思っている, それが思い通りにならないと「意地悪な気持ち」「相手をコントロールしようとする気持ち」が生まれてくる。大津市立中の生徒も初めは双方とも仲良く遊ぶ関係だったが, 次第に変わっていき, 暴力, 恐喝へと発展してしまった。だからこそ, 早い段階での解決が求められる。